



昭和49年

2・3月号



社団法人 東京都宅地建物取引業協会
府中 稲城支部

二月定例役員会

と き …… 昭和四十八年二月十四日午後一時

ところ …… 同栄信用金庫稲城支店会議室

出席者 …… 関谷、結城、加藤、栗山、慎峠、野口、

佐藤、成沢、鈴木、染野各役員、

畠山事務局員、

報告並審議事項

(一) 石川氏議員承認の件

先に会員増加に伴う当支部代議員一名の増加の本部よりの要請に、支部より石川副支部長を推していたが、比度承認され当支部は合計四名に増えたとのことです。

(二) 各理事の本部会議出席について

支部長より各理事の過去二ヶ年間に於ける本部会議の出席表が渡されたが、役員任期も今月で終り、来期からは新役員にがんばって頂く方針と

の事。

(三) 東京不動産政治連盟設立の件

別頁掲載の趣旨により比度東京不動産政治連盟がいよいよ設立される各支部より監事を出すとのことなどで、当支部に代議員の方々にその任に当たっていただくこと。

(四) 実体調査の件

去る一月の二十九日に都監督官庁による業協会の実体調査が行なわれましたが、その節は会員皆様の御協力有難うございましたとの指導部長よりの報告あり、尚調査結果については別頁参照のこと。

(五) PL健康管理センターの協会指定の件

右の件については詳細は後日お知らせすることですが、今度渋谷NHK放送センター隣りにあるPL健康管理センターを当業会の指定センターとなし、約四時間にて価格三五〇〇〇円程度にて全身の精密検査をしてくれる様に取りはから

うとのこと。

(六) 参議員立候補者推せんの件

右の件につき業協会でも来るべき参院選挙にそなえて、当協会に關係の深い人々の中から二名程選んで推せんしたいとの報告あり。

(七) 支部会費(自動振替)領収書発行の件

右の件につき最近会員より決算の關係もあり、夫々発行して欲しいとの要望があり、富士、同宋両金融機関と相談の上、近日中に一括発行をする様にしたいとの総理部長の報告あり。

(八) 協同組合設立の件

右の件につき設立準備委員とし、石川、慎峠、栗山、添木、久保木、山岸、渡辺、松原、鈴木、降旗、小沢の各氏に御願いと支部長より報告あり。

(九) 役員及従業員の表彰推せんについて

右の件については別表基準通りに事務局にて甄意検討のこと。又支部表彰もこれに準ずるとの事

(十) 昭和四十九年度定時総会に關する件

とりあえず四月二十七日午後一時より決定。

不動産事業協同組合の準備研究

委員会の委員の氏名発表

関谷 鉄之助

昨年来より今日迄約一ケ年以上も審議に審議を重ねまして二月の役員会にて左記の方々を皆さんと相談の上、私より発表せよと申されましたので御報告申し上げます。

委員長	関谷 鉄之助	委員	栗山 新之助
副委員長	慎峠 優	"	久保木 良久
"	鈴木 豊治	"	添木 善次
委員	石川 秀一	"	降旗 善一
"	小沢 重吉	"	松原 栄一
"	栗原 常夫	"	山岸 正治
"	渡辺 善一郎		

以上の委員の方々によりまして今後研究に研究を重ねまして完全とは行かない迄も今後を考えましてバスに乗りおくれないう様に発足にもって行きたいと思っております。会員の皆様にも是非共御知恵を御貸しいただきまして御指導賜りますよう御願ひ申上げます。

事業所実態調査を終えて

指導部 佐藤 清一

昨年暮に行われる予定だった事業所の実態調査が去る一月二十九日に終りましたので報告します。尙前年度の調査では臨時休業の処が多く所期の目的が達せられなかつたとの理由で、今回は実施月日を厳秘にするより申し出がありましたので、さきに理事会の席上その旨申し出て当日出席し案内して頂く支部長、監察委員長、広審委員長に連絡し他には連絡しませんでした。

- 一、実施月日 昭和四十九年一月二十九日
- 二、実施店舗 十二店舗予定の処九店舗実施

会員 五、
非会員 四、

三、講評

会員		非会員	
優	二	優	一
良	一	良	一
再調	一	可又は不可	三
不在	一		

注 会員の再調一は営業所移転によるものが届出が済んでいますから支障のないものです。

非会員のうちには無免許で店舗を構え営業しているものが受見されたのをはじめ、物件説明書を税理士の処え持つて行っているから呈覧出来ないとか、証を持つている者が外出中だから帳簿その他は関覧して貰うこと出来ないと言う責任者、身分証明書の不交付不携帯等表見的なものから実質的なもの迄非会員による種々の事が現象が見られ宅建業に携わる者の資質の向上が痛感されました。然し乍ら協会加盟の各社については斯うした点はなくその場の指導で済みましたことは結構な事と存じます。尙当日忙しいところ案内その他御協力を頂いた関係者に感謝いたします。

追伸昨春秋（東京都住宅局指導課の実態調査にさきがけてこれに協力するため）協会で行った事業所点検指導調査の結果が次表のようにまとまりました参考とし是正するところは是正して頂きたいと思えます。

注 表中無回答欄の数字は有無いずれの欄にも記入なかつたものです。
整備率のパーセンテージは無回答も無に含まれる。

府中稻城支部		会員数 95	調査数 85	調査率 89.47%	
項目	要件整備状況	有	無	無回答	整備率
免許・標証		83	1	1	97.64%
報酬額揭示		78	6	1	91.74%
取引主任者常駐		83	1	1	97.64%
取引台帳	備付	80	5	0	94.11%
	記入控	71	7	7	83.52%
身分証明書	拘帯	75 有99名 無8名	9	1	88.23%
	交付台帳	52	32	1	61.17%
物件説明書	備付	81	4	0	95.29%
	記入控	77	4	4	90.58%
契約書	備付	84	1	0	98.82%
	記入控	77	2	6	90.58%
会員章揭示		82	3	0	96.47%

会館建設資金借入金返済尚ひに

ご協力に対するお礼について

日頃より本会々務運営については格段のご高配を賜り厚く感謝いたします。

さて、本会多年の念願でありました東京不動産会館も竣工後すでに満三年。いよいよ会館の運営も軌道にのり、会務の運営と併せて順調なる歩みをみせておりますことはこれ偏に各位のご協力の賜と厚く感謝申上げる次第でございます。

すでに、ご承知の如く各位の貴重なる会館建設資金も竣工後三年を経過した時点で十年の年賦返済のお約束でありましたが、返済に係る各位の帳簿上の問題、本部・支部の事務手続上の問題並びに本会の現在の基金、現金保有高などの財源上の将来の見通し等について検討いたしました結果、本年度一括返済の目途がつかまりましたので急遽年賦返済を取り止め無利息乍ら一括にて返済いたすことになりました。

本部理事会としても各位のご協力の万分の一にもと感謝状の贈呈を予定し、代議員会に上提いたしましたところ

感謝状は気持だけで充分である。会館は本会々員の財産である。

この上は感謝状の作成よりその財源を会員のために振り向けて欲しい。という貴重なるご意見もあり、感謝状作成をとり止めることになりましたので誠に恐縮でございますが、本状をもってお礼の言葉にかえさせて頂きます。何卒今後ともよろしくご協力ご支援の程お願い申し上げます。

以上

昭和四十九年一月十日

社団法人 東京都宅地建物取引業協会

会長 中山弥十 八

会員各位 殿

二ヶ年一期間を過ぎて見て

関 谷 鉄之助

私が二年前支部をお預りして見て先づ第一に此の同舟にあまり投稿が見られませんでした。たゞは取引主の皆さまも沢山注文あることと申します。たゞは取引主任者の講習会。支部は此の様に運営してほしいとか。親睦旅行をどの方面に行きたい、旅行は親睦の爲めであるからバス旅行にやってみよう。会員全員参加の爲費用を毎月貯金して皆さんが参加して各人か程々と親睦の爲の話し合いを見て見たい。又年三回、四回会費一〇〇〇円前後で全員で歌ったり、踊ったり、話したりして見たい。中には思い切った旅行して近くは八丈島へ遠くは香港、台湾、韓国等の海外旅行がして見たいとかそれともガム島やハワイへ行つて業界の研究して見たいとか旅行一つとっても此の標に沢山あります。又現在の無資格の方々の勉強はこのようにして支部で資格を取れるように導いていきたい。又は税務研修会を開きたい、というよ

うな事をどしどし投稿してほしい。私は同舟を今少し多くのかたがたが利用してほしかった。此の同舟を初め発刊された方は高野さんでした。この方は約二年近くも発行されたが都合によつて高野さんが止められ引続き山村支部長にバトンがタッチされ、昭和四十一年より昭和四十五年に朝倉さんが支部長となられる迄山村支部長の元で報導し昭和四十六年朝倉さんが支部長となられ四十七年四月迄刊行していただきましたが、四十七年より不肖関谷が支部をお預りして今日迄つづいて来たものであります。此の標に同舟も発刊以来十年以上も支部の動きに、又会員の親睦に本部の行事の押込に時には都庁の知らせにと働いたのが此の同舟であります。重ねて御願いたします。投稿を次四十七年以來私が支部長になつて以來役員諸氏の温き加護に加えて会員諸氏にも至らぬ支部長を比の二ヶ年間にわたり指導と御使達して頂き七十六才の老人を御助け下さいました事を厚く御礼申し上げます。何んと申しても皆様の心からなる御支援の賜と深く感謝すると共に重ねて御礼申し上げます。まだまだ金融の面はきびしくなり、加えて建

設省も都庁も法を改正に改正される事を思います。そして皆様が覚えきれないうち又改正となり業界もますます仕事やりにくくなることと思えます。此の時こそ会員はお互いに足を引張る様な事なく手を差し延べ手につなぎ合せて此の非常時期を乗り越えようではありませんか。又皆さんの御発願と御建康を御祈り申し上げます。

長い間ほんとうに有難う御座いました。皆様の御宅に御伺いして御礼の言葉を申し上げねばなりません。すが、此の同舟の紙上にて取敢ず御礼申し上げさせていただきます。



新土地税制の説明会開かる

来る四月より施行される土地建物の売買に関する重加算税等を含んだ税務者担当官による説明会が、去る二月五日午後二時より当支部及調布支部連合の主催により富士銀行大会議室にて催された。

当日はさすが税金に関する集いとして百名に近い、府中、調布両支部の会員が参集し、担当税務職員の三時間にわたる説明を熱心に聞き、又活潑なる質疑応答も見られ盛会のうちに午後五時に終了した。

何分にも初めてのことなどで現実的な問題点は、非常に多くのケースが誕生してくると思われるので係官の方でもその都度話し合いながら法の施行に当りたいので、いずれにしてもよく個別に相談して欲しいとのことでした。

— 以上 —

改正項目	改正のあらまし	徴収条文
(土地税制) 1. 土地譲渡益課税制度の創設	<p>法人が昭和44年1月1日以後に取得した土地(借地権等を含む)譲渡(借地権の設定を含む。)した場合の譲渡益については、通常の計算による法人税のほかに、その譲渡益の20%に相当する法人税を加算して課税されることとされた。</p> <p>この場合の土地等の譲渡行為には、次に掲げる行為も含まれる。</p> <p>イ 土地等の売買、交換の代理、媒介により報酬を受ける行為等で、その報酬の額が宅地建物取引業法第46条に規定する金額をこえるもので昭和48年4月21日以後に行なわれたもの。</p> <p>ロ 土地等を保有する他の法人の株式、出資の譲渡で、実質的に昭和44年1月1日以後に取得した土地等の譲渡と認められるもの。</p> <p>ハ 昭和44年1月1日以後に取得した土地等について、法人の組織変更により評価益を計上する行為。</p> <p>ニ 被合併法人が昭和44年1月1日以後に取得した土地について、合併法人が合併に際し被合併法人の帳簿価額をこえる帳簿価額を配する行為(そのこえる部分を合併交付金等として被合併法人の株主に交付する行為を含む。)</p> <p>ホ 清算中の法人の残余財産のうち昭和44年1月1日以後に取得した土地等がある場合における残余財産の確定。</p> <p>なお、特別課税が行なわれる譲渡益は、その譲渡収入から譲渡土地等の取得原価と、土地等の譲渡のために直接、間接に要した経費の額を控除して計算する。</p> <p>(注)以上の特別課税は原則として昭和49年4月1日以後の譲渡について適用されるが、土地等の譲渡行為が、その法人とその法人の特殊関係者間で行なわれる場合、および前記にて掲げる行為がその法人とその法人の特殊関係者間で行なわれる場合は、昭和48年4月21日から直ちに適用される。また同日後に取得した土地等の譲渡についても同様とされる。</p> <p>(適用除外)次に掲げる土地等の譲渡については上述の新制度は適用されない。</p> <p>① 国または地方公共団体に対する譲渡(面積が1,000m²以上の場合には、利潤率が適正なものに限る。)</p> <p>② 収用換地等による譲渡(面積が1,000m²以上の場合には、利潤率が適正であるものに限る。)</p> <p>③ 日本住宅公団、土地開発公社等に対する譲渡で、これらの者が行なう土地の取得または宅地もしくは住宅の供給の業務のために直接必要と認められるもの(面積が1,000m²以上の場合には利潤率が適正であるものに限る。)</p> <p>④ 都市計画法の開発許可を受けて行なう1,000m²以上の宅地の造成事業で、利潤率が適正であること、公募の方法により販売</p>	<p>措法63</p> <p>措法63①</p> <p>措法63②</p> <p>措法63③、 措令38の4 ②</p>

されること等の要件に該当するもの

- ⑤ 宅地の造成につき開発許可を要しない場合において行なり 1,000 m² 以上の宅地の造成事業で、優良な宅地供給に寄与する旨の都道府県知事の認定を受けていること、その他④と同様の要件に該当するもの
- ⑥ 宅地の造成を行わない場合において、優良な住宅供給に寄与する旨の都道府県知事の認定を受けて行なり分譲住宅の販売とあわせて行なりその敷地の譲渡で1,000 m² 以上のもののうち、④に準ずる要件に該当するもの
- ⑦ 1,000 m² 未満の小規模な宅地の譲渡で、次に掲げるもの
 - (イ) 優良な宅地の供給に寄与する旨の市町村長の認定を受けて造成した宅地の譲渡で、その価格が適正であるもの
 - (ロ) 優良な住宅の供給に寄与する旨の市町村長の認定を受けて行なり分譲住宅の販売とあわせて行なりその譲渡で、その敷地の譲渡で、その価格が適正であるもの
- ⑧ 贈与による土地等の譲渡で、指定寄付金に該当するもの

(適正な利権率)

1. 土地の造成費用(販売住宅とともに譲渡するときは、住宅建築費を含む。)がその土地の譲渡原価(取得費+改良費)の10%以上の場合

- イ 倍率係数が3以下の土地 27%
- ロ 倍率係数が3をこえ7未満の土地 27%+5%×(倍率係数-3)

ハ 倍率係数が7以上の土地 47%

2. 1以外の土地

- イ 倍率係数が1未満の土地 10%
- ロ 倍率係数が1をこえ6未満の土地 10%+5%×(倍率係数-1)
- ハ 倍率係数が6以上の土地 35%

(注)「倍率係数」の算式

$$\frac{\text{土地の保有期間の属する各事業年度末(譲渡事業年度においては譲渡時)の土地の原価の額}}{\text{各事業年度の原価の月数あんの分額の総和}} \times \frac{\text{その事業年度中の保有月数}}{12} = \frac{\text{各事業年度の原価の月数あんの分額(A)}}{\text{原価の月数あんの分額(A)}}$$

各事業年度末の原価の月数あんの分額の総和 ÷ 譲渡原価金額 = 倍率係数 (小数点以下3位未満切上げ)

- 1 簡便計算による負債利息額
 - イ (A) × $\frac{6}{100}$
 - ロ 簡便計算による販売費、一般管理費
 - イ (A) × $\frac{4}{100}$

措令 38の4
⑪

措令 38の4
⑥、⑦

どう乗切か激駈の四十九年

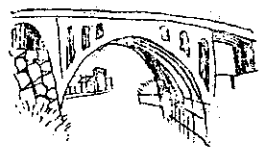
農 谷 鉄之助

四十八年中頃から金融機関は引締めた上月十五日の大蔵省並に銀行はどうどうと天下に声明して我々業者が土地を貸入資金として申込があつた場合は、たとえ百円也少ない借入れ申込があつて全部断われとのきつい御達しの様子である新税法に於て然し国総法が通過すれば地価の暴落は勿論のこと土地の凍結も考えて居る様である此の中で尤も注意も勉強しなければならぬのは税法であるすべてに御経験のある皆様の事として、おわかりのことと思ひますが、税務署の役人の説明会経理士の先生方のアドバイス的説明会等々がありますか、やはり学者選特に不動産関係の講師で税法を受持つて居られる先生方は税法の裏道を教えてくれます。税務署の役人は裏道は教えてくれません。又経理士の先生方もやゝ近い所迄お話ししてくれますが、不動産学校の先生方の

よりに詳細に迷道は教えてくれません。私も十一月に二回、十二月に三回と都合五回に渡り講習を受けてつくづく感じました。皆さんも、すべておわかりの事と存じますが出来得る事なら一度不動産学校の講師方の新税法の説明をお聞きになつて見てはいかがですか。新税法は昨年公布されたが四十九年一月十一日の閣議決定された勤労者財産形成住宅対策此の頃だけで九条迄あり、又土地税制の面でも三項目あり研究に研究は必要かとも思ひます。又当支部には守屋商事の榎峠さんが税務関係は良くお分りの様子ゆえ皆さんもおたづねになつて見て下さい。当府中稲城支部で税務者から名指して青色指導されている方は榎峠さん只一人です。どうか皆さんお店の前を廻られた時は御立寄りになつて下さい。近い内に守やさんと丸金さんのお力により税務講習会を府中に於て開催する予定で支部の役員の方々が着々準備を進めて居りますからその節は全員御参集下さいて御勉強下さいますことを紙上を借りて御願ひ申上

げます。大分見出しのテーマとは異ったようですが
つい税法に詳しいしんでしまいました。私が何回とな
く申上げているごとく、此の時にこそ巷万名趣す会
員団結を計らねばならない時かと存じます。不動産
の免許を取るにはだんだん難しくなるばかりです。
又免許はとれても協会への入会は、これとてもむず
かしくなりました。どうか皆さん方もどんなに不景
気になってもカンバンは下さずにがんばって下さい。
仕事はしなくてもカンバンさえ其のままなれば()○
○○○号毎日年を重ねて行きます。やはり不動産業
者は信用が第一です。その信用も一日や二日で得ら
れるものではありません。私も城卓也の歌ではあり
ませんが七十六才の老人ですが、生きてる限りはど
こまでもガンバリます。どうか皆さんもガンバッテ
下さい。そしてカンバンに歴史をキザミ加えて行つ
て下さい。此の様な難局は浜口雄幸総理兼大蔵大臣
の時の金の出巻とモラトリアム施行の時昭和になつ
て土地統制令此れは買った時の価格以上に売っては

いけないということであったが此の度の税法、国統
法、加えて物価高のインフレに加えて石油危機の追
打ち、したがってガソリン不足と我々業者にとって
の足をうばわれて往復ビンタの有様ですが此れを乗
切りましょう。会員は一般団結の上皆んなで我が世
の春かくる迄手に手をつないでガンバリましょう。



宣 言

今日我々中小宅建業者は相つぐ不当なる法規制と不合理なる地方自治体の行政指導、更には金融引締め政策等によりまさに危急存亡の暇路に立たされている。

即ち国総法を主軸とする地価凍結、宅地開発の許可制、住宅ローンの抑制等一連の宅地規制により我々中小宅建業者の営業権を抑圧しようとしているのである。

しかし政府は我々が永年にわたり住宅産業に多大の貢献をし続けて来たにもかかわらず、土地投機、地価の高騰が恰も我々業者の責に帰すかの如き詭弁を弄し、この責任を我々に転嫁しようとしているのである。

これ等一連の政府の無策、無理解を是正し土地規制政法の打破と地方自治体の建設行政指導正常化のため、更には金融緩和のために斗い、我々営業権の確保と生活権の擁護ひいては、国民のマイホーム建設の適正妥当な住宅政策の実現に向って立ちあがらんとしてここに、政治結成するものである。

右宣言する。

昭和四十九年二月二十六日

東京不動産政治連盟

決 議 文

本日、業協会一万有余名の会員が団結し、営業権の確保と生活権擁護のため正常なる政治運動を起し我々業者の地位向上並びに需要者の負担に応え、国の施策に対処するためここに東京不動産政治連盟を結成した。

この結成大会において業協会・全政連と密接なる連携のもとに本連盟目的達成のため全会員が総力をあげて政治活動に邁進することを万場一致で採択した。

- 一、我々は宅建の旗幟のもとに力強く団結し中小宅建業者の営業権と生活権を死守する。
- 一、我々は中小宅建業者を圧迫する不当な法規制を打破し、宅建行政正常化のため全力をあげて突進する。
- 一、我々は健全なる議会政治体制の強化を図るため適正な選挙運動を推進し、我々の意を議会に反映せしむるべく本連盟挙げて積極的な政治活動を行なう。
- 一、不合理なる地方自治体の建設指導是正のため関係官庁並びに国に請願・陳情を行なう。
- 一、我々は住宅産業の担い手として国民の負担に応え国民のマイホーム建設のための住宅ローン緩和のために積極的に闘う。
- 一、我々は宅建業界に対する抑圧的金融政策是正のため、政府の猛省をうながし、住宅産業の適正なる運営と業務の拡充を図る。

右決議する。

昭和四十九年二月二十六日

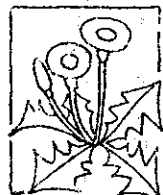
東京不動産政治連盟

理事改選と其の使命

関谷 鉄之助

会員の皆様に新年会及同舟の一月号でも申し上げました通り金融の引締めによる不況中東戦争による石油不足があらゆる我國の経済を根底からふるえ上からしてしまい物価は上る一方女性のインフレとなり其の物価高も政府の行政指導や国民総力によってようやく峠を越えようとしています。此の爪跡はまだまだ消えません。此の重大な時に役員改選期が間近に迫りました支部によっては顔ぶれがきまりつゝあるような話しがチラチラ聞えておりますが、理事職といえは支部の運営を双肩になつた聖域であり其の任務たるや重責といわねばならないと思ひます。会員の中には論番制を行使している所もあるように聞き及びますが、そんな安易なものではありません。最近業法も税法も又建築基準法も目の廻るような変りようであります。その上に住民パワーとかいつ

て各市とも命令を出して建築基準法何んのそので住民の抵抗によつて仕事につまづく時があり、なかなか難しい世の中になりました。かゝる重大な時であります。会員の皆さんほんとに働ける人を選んで下さい。そして一回の欠席もしないで支部の親睦を計り得る人を選んでほしいのです。此の重大なる時に選ぶ理事の方は人格識見は勿論のこと、勤務評定等を参考引主仕者として資格のあること、勤務評定等を参考資料として十分に考えて地区会員揃つて推薦出来る方を送り出して頂き度く会員の方々に御願ひ申し上げます。



会員の会合の欠席について

関谷 鉄之助

四十九年度の初会合にもかゝらず又々何人かの役員の方が欠席されたが此れも支部長の責任かも知れないが皆様の御言葉であります仕事の都合でとか今日は契約があるからと言葉があれば協会の支部から給料が出るわけでなく特別の報酬が与えられることもありませんから、それでも無理に出席して下さいとは申し上げられません。そのようなわけです。然しながら四十九年度総会は理事役員の改選の年ですから、私として二年間支部を御預りしての経験を申上げますと先づ自分が理事会を初め本部の会合にしても出ていただける方を選んでいただき度く存じます。本部の会合は私共会員にほんとは大事な協議を三十四支部の役員の方々が協議したものを多くは支部に流され特に大事なポストとは申上げません。先づ総務部を初め十八の部会委員会等があります。

この会合に出席していただきまして其の結果を支部に持ち帰り支部理事会に発表していただくのであります。此のようないろいろの会合があることですら、自分でよくよく考えて見て若しそれが全部出来ないと思つたら初めから選出されても受けないことです。必らずというわけではありませんが、どなたでもいろいろと御用はあることゝ存じますがお受けになつたら奮闘練習させて御出席願ひ度く思います。私は後任者を定める時には色々あるが今迄の地区選出も良いが現役員を半数位残すこともよいことと思ふが此れも現在の制度では、それも出来ないとしたら現役員さんが新らしい方の指名方法もあります。が此れもあまりうまくないようです尤もよいことはこれはほんとうに勇気のいることですが現役員さんが自分は現在の部所に御一期自らの情熱を燃してという方があれば此れこそ支部としては願つてもない役員ではないかと思ひます。又今後は自分が出られない時は代理を出すようにしていただければ幸いに存じます。

三月定例役員会

と き 昭和四十九年三月十五日午後一時三十分

と ころ 富士銀行会議室

出席者 関谷、石川、加藤、野口、結城、栗山、

安原、成沢、大島、佐藤、柴野各理事

朝倉相談役

審議並報告事項

(一) 東政連の件

右の件については別項にもある様に、去る二月二十六日付をもって設立されたとの事。尚会費として年間二〇〇〇円也を各会員が負担するとの事なり。

(二) 協同組合の件

石の件については、先に選出された小委員会のメンバーにより何日か会合が開かれたが、未だ結論が出ず近く中金より係の者が小委員会に招かれ

説明会を催すので、その後委員会より報告するとの事。

(三) 部長委員長の整理統合の件

右の件については四十九年度より本部にて、各部各委員会の統廃合があるので各支部共それに合せて準備を御願いするとの事。

(四) 表彰状（従業員）の件

本年は本部では行なわない方針なので支部単独にて行なうとの事。

(五) 定款改正の件

右の件については支部総会に計り関係条項を改正するとの事。

(六) 役員旅行の件

右の件については任期満了を期し、記念旅行を催すことになり幹事として、横峠、大島、野口の三氏に依頼し、後日連絡するとの事。

(七) 定時総会の件

右の件については直前理事会の四月十日の会議にてその詳細を打ち合わせる事とする。

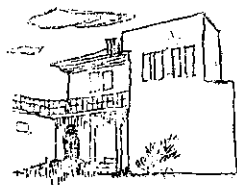
最近の人口と不動産

関谷 鉄之助

今年はこの店でも借い話しばかりですが、やはり其の中にも仕事か面白くて毎日が明るく契約に契約をして居る御店があります。其の方の話しを御聞きしますと、先づごなたの考も同じこと御客様が安い限度の建売りをする今サラリーマンが買える宅地五百万以下の土地付きの家であること出来得る事なら宅地式参百万位一番売り安い事であること、然も金融機関は締め締め居る為御客様には業者ローンを世話して上げることが一番客に喜ばれて信用も大きくなります。皆さん先般の統計局発表によれば七秒間一人づつあかちゃんが生れているそうです。其の方々が腹送りになると十四秒に一戸づつ土地又は家が売れることになる計算通りになれば一日に二〇〇〇人以上生れることになります。此の様な人口増なれば売れ行きに少しも心配な

いことと思えます。それでは売れないのは、どこが悪いのか此れは日本列島改造のアキチガイをして土地を、つり上げた事が先づ第一原因である。次に基準法だけでなく住民パワーとかで各市町村共思い思いに勝手気纏な条令を作り土地を買った方々も建築を渋っているこれでは衣食住の住はいづ解決するやら此の様な政治は何時迄続くことやら………人口増すばかり家は建たない。では高層マンションで解決するかと思えば此れも日当条令がジャマをして此れもだめ何時の日此の住が解決することか、此の問題を解決することが出来得る人があらば直ちに解決し子供も安心して産むことが出来ます。

(次回に続く)



任期を終えて



(福祉共会委員)

エース観光発株

柴野史行

長い様で短い二年が過ぎ去りました。無我夢中で御引受けした支部役員でしたが、足かけ五年にわたる理事在職中のいろいろな経験は何物にも替え難い貴重な財産となりました。

理事とは？支部とは？本部とは？或いは選ばれた理事と、選んだ支部会員相互の連帯意識の差による役員諸氏の苦労等、これから伸び様とする年若い小生にとっては非常に考えさせることが多々ありました。たしかに個々の企業の大小やら、その根幹をなす業態の質の差、或いは店をかまえる地域の差、等々いろいろの要素を含む同業組合ではあるが、少くとも一つの団体に属するという場合に何よりも要求されるのは協調精神ではないかと思ったりするのですが如何でしょう。何はともあれ新役員に期待します。

編集後記

- ◎ 三月の彼岸近くに雪がふっているおかしな陽気!!
いよいよ任期最後の同舟を会員の御手許にお届けいたします。
- ◎ 二ヶ年というのは過ぎてしまえば速いものですね。
- ◎ 此の間に業者として大きく伸びたものもあれば、現状のままという会員もいるかもね。
- ◎ しかしながら当支部も会員数だけは着実に増加し、現在約一〇〇店舗、今更ながら増えましたね!!
- ◎ 今度の任期中は、保証協会の設立、業法改正、新土地祝制の施行、東政連の発足等々従来になく大変な時射でしたね。
- ◎ 関谷支部長以下現役員の方々、ともあれ御苦労稼でしたと支部会員の皆様も考えてくれるでしょう!!
- ◎ 来る四月二十七日に催される定時総会には一人でも多くの出席を望んで最後の筆を直きます。
- ◎ 采筆ながら任期中、報導部に寄せられた御厚意に感謝致します。新役員の健斗を祈りつつ。(報導部)

報道出版部長 出 口 吉 美
編集責任者 報 道 部 一 同